

令和8年3月10日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

## 目次

1	安全・安心な住まいづくり、都市基盤整備について.....	1
(1)	災害に強い住まいづくり .....	1
(2)	住宅確保要配慮者の居住の安定確保.....	4
(3)	良質な住宅ストックの形成 .....	6
(4)	持続可能な都市づくりへの誘導と都市計画制度の活用.....	8
(5)	地域の個性を生かした市街地の整備.....	11
(6)	都市公園などの整備・管理 .....	12
2	交通基盤・新たな交通サービスの取組について.....	13
(1)	道路ネットワークの整備 .....	13
(2)	鉄道ネットワークの整備 .....	17
(3)	新たな交通サービスの取組 .....	21

# 1 安全・安心な住まいづくり、都市基盤整備について

## (1) 災害に強い住まいづくり

大規模な地震災害、風水害等の発生に備え、住宅(敷地の擁壁を含む)や宅地の耐震化対策等を推進することにより、災害に強い住まい・住宅地の形成を図るとともに、災害時における応急的な住まいの確保など、震後対策を推進する。

### ア 住宅の耐震対策

平成19年に「神奈川県耐震改修促進計画」を策定し、生活の中心となる住宅の耐震化の目標や施策を定め、住宅の耐震化に取り組む所有者等を総合的に支援している。

また、国が令和7年7月に基本方針を改正し、住宅等の耐震化の目標を見直したため、令和7年度末の計画改定を予定し、新たな目標を定め、取組を進めていく。

#### (7) 情報提供と普及啓発

住宅の所有者等に対して、耐震化に対する意識等の向上を図るため、市町村の防災イベント等でセミナーを行うとともに、耐震化に係るパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」等を県や市町村の窓口に配架するなど、普及啓発に取り組んでいる。

また、ホームページに木造住宅の簡易な耐震診断や補強方法を掲載するとともに、耐震化の重要性を伝える動画配信を行い、広く情報提供している。

#### (1) 窓口相談と技術者養成

各土木事務所等の「建築物等耐震相談コーナー」や建築関係団体による耐震相談窓口を活用し、耐震相談体制の充実を図っている。

また、耐震改修に関する知識をさらに高めてもらうため、建築士等の技術者を対象に木造住宅耐震改修実務セミナーを開催し、技術者の養成を行っている。

#### (ウ) 各種支援の実施

耐震診断、耐震改修に対する、国や県、市町村の補助制度をホームページで周知するとともに、県耐震改修促進計画の推進に取り組むため、市町村に対して除却等を含めた補助制度の創設や拡充の働きかけを行っている。

## (I) 擁壁の自主点検の促進

県は市町村と連携して、県民自らが所有する擁壁の防災・減災について意識するよう啓発し、石積擁壁等の自主点検の促進に取り組んでいる。

自主点検に向けた仕組づくりとして、令和7年9月に地盤品質判定士会と協定を締結し、また、県・市町村が連携した取組を進めるため、令和7年12月に「擁壁対策検討会」を設置した。

令和8年度から県民自らが点検できる「擁壁チェックシート」の周知や判定士会等の地盤の専門家に直接相談できる相談会等を実施する。

## イ 宅地耐震化の推進

平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震などの大地震時に、大規模な盛土を行った造成宅地において滑動崩落による災害が多数発生したことを契機として、国土交通省は平成18年に宅地耐震化に係る法改正と、宅地耐震化推進事業の創設を行った。

これを受け、県は、同事業を活用して県内の大規模盛土造成地の耐震化対策に取り組んでいる。

耐震化対策として、県では、所管区域内（7市13町1村）における大規模盛土造成地の抽出を平成22年度から開始し、優先的に耐震性を確認すべきと判断される5箇所について、変動予測調査を進めている。

変動予測調査の結果については、市町村及び地権者等へ伝達するとともに、滑動崩落のおそれがあると認められた大規模盛土造成地については、市町村等と連携して対策実施に向けた検討・調整に取り組んでいる。

## ウ 震後対策の推進

県及び市町村は、地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的に、民間建築士等の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定活動を行うとともに、判定活動体制の整備に努めている。

併せて、応急仮設住宅の迅速な供給や公営住宅等の一時提供、被災住宅の再建支援などに取り組み、震後対策を推進する。

## (7) 応急危険度判定の体制

県及び市町村は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「県協議会」という。）において、判定活動を行う応急危険度判定士（以下「判定士」という。）や判定士を指揮監督する判定コーディネーターの養成等を行っている。

また、判定活動に必要なヘルメット等の資機材を事前に準備する等、応急危険度判定の体制整備を行っている。

さらに、国、都道府県、建築関係団体からなる全国被災建築物応急危険度判定協議会では、都道府県相互間の判定士の派遣等について事前調整等を行い、円滑な判定体制の整備に努めている。

## (1) 応急危険度判定士の養成

県協議会では、判定士の養成・知識の充実を図るため講習会を実施するとともに、市町村職員を対象に判定コーディネーターを養成するため演習を行っている。

## (ウ) 応急危険度判定実施実績（県外への派遣実績）

時期	地震	延人数
平成7年	阪神・淡路大震災	539名
平成15年	宮城県北部地震	9名
平成16年	新潟県中越地震	265名
平成19年	新潟県中越沖地震	178名
平成23年	東日本大震災	8名
平成28年	熊本地震	198名
令和6年	令和6年能登半島地震	25名

## (I) 応急仮設住宅の迅速な供給に向けての取組

地震や台風等の大規模災害により、住宅が全壊する等の被害を受けた方に対し、応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、県では、民間賃貸住宅を借り上げる賃貸型については公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会など3団体と、建設型については一般社団法人プレハブ建築協会など4団体と、応急仮設住宅の供給に関する協定を締結している。

この協定に基づき、令和6年台風10号により被災された方に対し、市町村や協定団体等と連携して賃貸型応急住宅（1戸）の供給を行った。

今後も引き続き、発災時に応急仮設住宅を速やか

に供給できるよう、市町村等とともに実践的な訓練を行うなど、災害に備えた供給体制を整備・強化していく。

**(オ) 公営住宅等の一時提供による被災者への住宅支援**

大規模災害時の被災者への住宅支援として、市町村や関係機関等と連携しながら、公営住宅等の一時提供を行っている。

令和6年台風10号による被災者への対応としては、県公社住宅（1戸）の提供を行った。

**(カ) 被災住宅再建支援の取組**

大規模災害発生時に、被災住宅の再建に係る相談体制を速やかに構築するため、これまでは一般社団法人神奈川県建築士会など3団体と個別に協定を締結していたが、令和6年5月に、既存の3団体に2団体を加えた5団体と県との協定に一本化し、相談体制の充実・強化を図った。

この協定に基づき、令和6年台風10号により被災された方を対象に、建築士等が電話で相談に応じる窓口を設置した。

今後も引き続き、県・市町村・協定団体による訓練を実施するほか、相談員のスキルアップのための講習会を実施する等、発災時に迅速かつ効果的な再建支援が行えるよう取り組んでいく。

**エ 土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転促進**

土砂災害特別警戒区域の指定により建築物の構造耐力に関する基準に適合しないこととなった住宅について、市町村が国の補助制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用して移転の促進を図る場合、県は市町村に補助し、取組を支援する。

**(2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保**

高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公営住宅を中核として、公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅などにより、重層的な住宅セーフティネットを構築し、要配慮者の居住支援を推進している。

## ア 住宅セーフティネット制度の推進

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間の賃貸住宅の空き家等を活用して、要配慮者の入居を拒まない住宅、いわゆるセーフティネット住宅を令和7年12月末までに県内で約4万4千戸登録した。

また、要配慮者の入居支援や生活支援を行う居住支援法人を、令和7年12月末時点で49法人指定している。

令和7年10月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、要配慮者に対し、居住支援法人等が賃貸住宅のオーナーと連携して、入居中の安否確認や見守り、福祉サービスへのつなぎなどを行う「居住サポート住宅」の制度が創設された。この制度により、県が町村部の区域における認定事務を行うこととなったため、住宅部局と福祉部局等が連携して審査を行うための体制を整備した。(令和7年12月末時点で県所管区域の認定実績は無し)

さらに、県や市町村、不動産団体や福祉団体で構成する「神奈川県居住支援協議会」において、住まいや生活全般の困りごとを受け止め、課題の発見から専門団体へのつなぎ役を担う人材となる居住支援コーディネーターを養成するため、市居住支援協議会と連携し、研修を実施した。

## イ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリーで、かつ、安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅で、令和7年12月末時点において県内で約1万5千戸を登録している。

また、バリアフリーなどの登録基準の遵守や生活支援サービスなどの質が確保されるように、事業者に対する定期報告の徴収及び立入検査等を実施している。

## ウ 県営住宅の建替えの推進

県の総人口は令和3年に減少局面に入ったが、県営住宅は、住宅セーフティネットの中核として、今後も長期にわたって需要が見込まれることから、令和6年3月に改定した「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」において、現状の約4万5千戸を維持することとしている。

約4万5千戸のうち、昭和55年以前に建設した老朽化した住宅については、バリアフリー対応や居住環境の改善のため、順次、建替えを推進することとし、その他の住宅については、計画的な修繕等を実施しながら、適切な維持管理に努めている。

### (3) 良質な住宅ストックの形成

良好な住宅ストックの形成に向け、省エネルギー性能を備えた長期優良住宅を普及促進するとともに、マンションや空き家の適正な管理などを推進し、安全で安心な住まいづくりに取り組んでいる。

#### ア 長期優良住宅の普及促進

長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画について、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁が認定するものである。

この法律は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より環境に優しい暮らしへの転換を図ることを目的として平成20年に制定され、平成21年6月から認定が開始されている。

この認定を受けた場合、税制特例や融資の借入金利の引き下げ等を受けることができ、令和6年度に1,356件を認定した。

また、長期優良住宅の認定制度に関する情報を県のホームページに掲載し、窓口でパンフレット等を配架し、市町村や建築関係団体へ周知を図る等普及促進に取り組んでいる。

#### イ マンションの適切な維持管理

令和4年4月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、マンションの管理組合が作成した管理計画を、地方公共団体（事務主体は市、町村部は都道府県）が適切な計画として認定できる制度が施行された。

マンション管理組合がこの認定制度を活用するため

には、市や県が「マンション管理適正化推進計画」を策定する必要があるが、県内では令和8年1月現在、県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市他14市（計18市）が策定済みとなっている。

また、県内全市町村が参加するマンション行政実務者会議を開催し、マンション施策等に関する情報共有や意見交換を行い、県内のマンション施策の推進を図っている。

管理組合に対しては、マンション管理士や建築士等の専門家を派遣するアドバイザー派遣や、マンション管理・再生セミナー等を実施し、マンションの適切な維持管理の推進を図るとともに、管理計画認定制度の活用を促している。

## ウ 空き家対策の促進

「神奈川県居住支援協議会」と連携して、空き家問題への対応をまとめたマニュアルを作成するなど、対策を担う市町村の支援に取り組んでいる。

令和6年度は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことを受け、市町村から要望が多くあった「特定空家等の判断マニュアル（案）」の改訂を行い、管理不全空家等に対する判断基準を追加したほか、「空き家にしない『わが家』の終活ノート」などについても、改正法に対応した内容への見直しを行った。

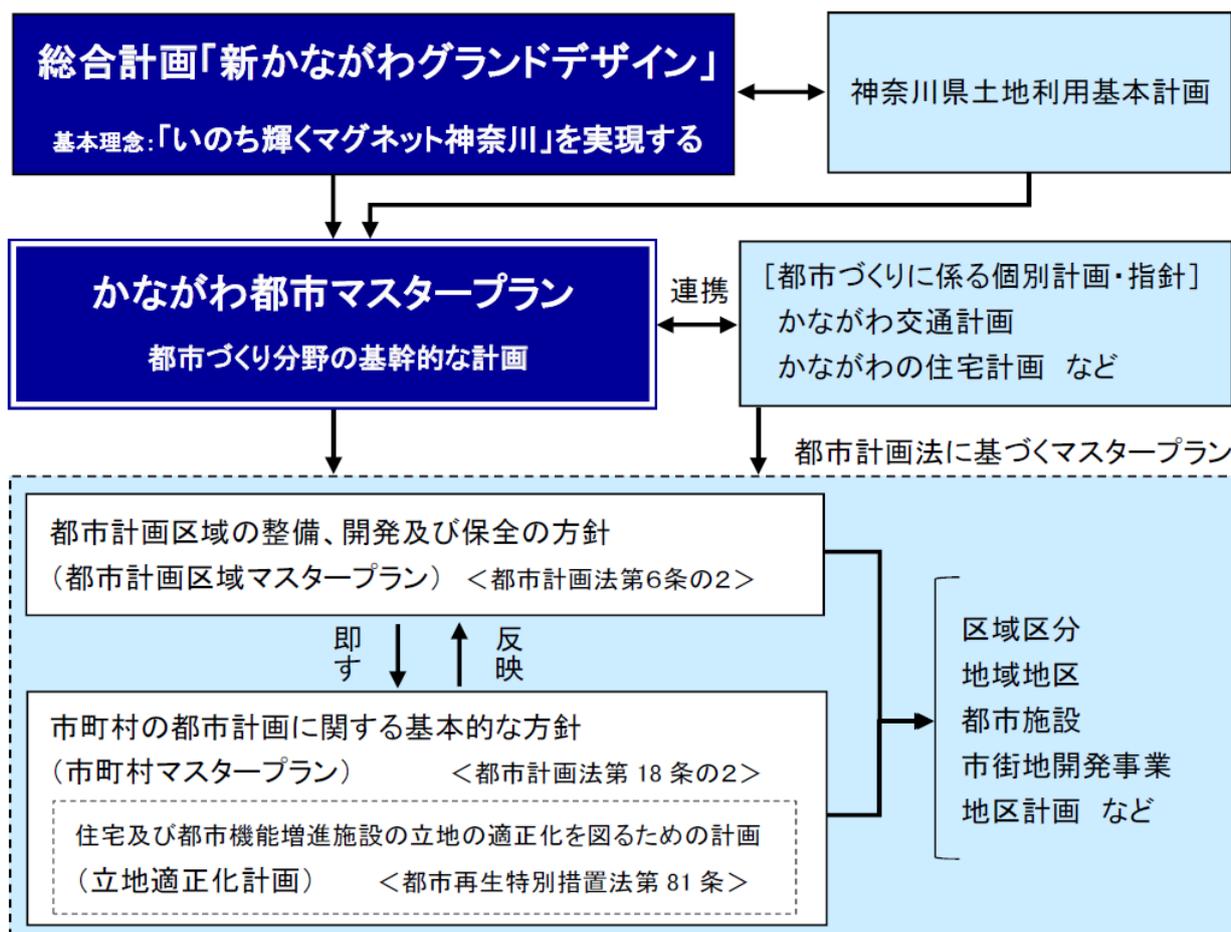
また、県内全市町村が参加する空き家対策行政実務者会議を開催し、空き家対策に関する情報共有や意見交換を行うほか、法律などの専門家団体と連携し、市町村からの相談をワンストップで受ける体制を構築して、市町村の空き家対策の支援を行っている。

(4) 持続可能な都市づくりへの誘導と都市計画制度の活用  
ア かながわ都市マスタープランの推進

(7) 概要

本県では、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進するため、概ね20年後を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示す「かながわ都市マスタープラン(以下「本プラン」という。)」を策定している。(令和3年3月改定)

本プランをもとに、県及び各市町は、都市計画法に基づく都市計画の方針を定め、本プランの内容を具体の都市づくりに反映していくこととしている。

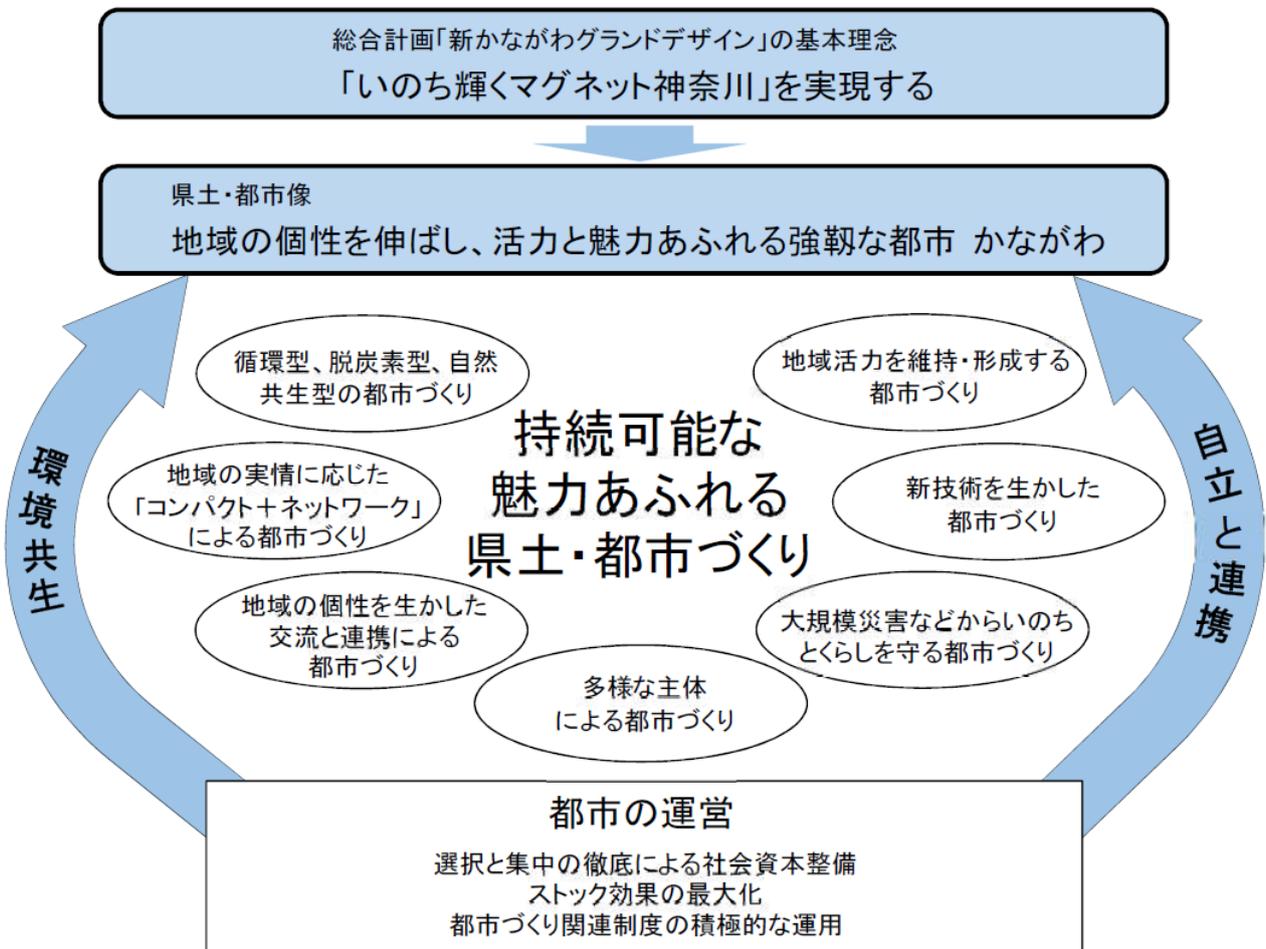


「かながわ都市マスタープラン」と諸計画との関係

## (イ) 都市づくりの基本方向と県土・都市像

本プランでは、持続可能な県土・都市づくりを基本方向とし、将来（2040年代前半）を展望した県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」とした。

この実現に向けて、人口減少社会の本格化や気候変動による災害の頻発・激甚化、インフラの老朽化などの課題に対応するため、地域の実情に応じた「コンパクト＋ネットワーク」による都市づくりや、大規模災害からいのちとくらしを守る都市づくりなどを進めることとしている。



「かながわ都市マスタープラン」における県土・都市像

## (ウ) 線引き制度の活用

線引き制度は、概ね10年後の将来人口予測のもと、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」\*などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する（以下「区域区分」という。）もので、都市計画の根幹をなすものである。

本県では、昭和45年に当初線引きを行い、平成28年までに7回の見直しを行っている。

第8回線引き見直しは、令和7年5月に都市計画の案について県民の方へ縦覧した後、同年8月に開催した神奈川県都市計画審議会の議を経て、同年11月に整開保など84件の都市計画を変更した旨を告示した。

※ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画の目標、区域区分の有無、区域区分の方針及び主要な都市計画（土地利用、道路や公園等の都市施設の整備、自然的環境の整備又は保全など）の決定の方針を定めるものである。

第8回線引き見直しに係る都市計画の件数

都市圏域	都市計画				
	整開保	区域区分	都市再開発の方針	住宅市街地の開発整備の方針	防災街区整備の方針
三浦半島都市圏域 (5都市計画区域)	5件	5件	2件	3件	—
県央都市圏域 (6都市計画区域)	6件	6件	5件	6件	1件
湘南都市圏域 (7都市計画区域)	7件	7件	5件	6件	—
県西都市圏域 (8都市計画区域)	8件	5件	4件	3件	—
計	84件				

## (5) 地域の個性を生かした市街地の整備

### ア 計画的な宅地供給の整備

地域の特性に応じた良好な市街地整備に向けて、計画的な住宅地・産業用地などの供給や公共施設整備を促進している。

＜施行箇所＞

- ・藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業（市施行）

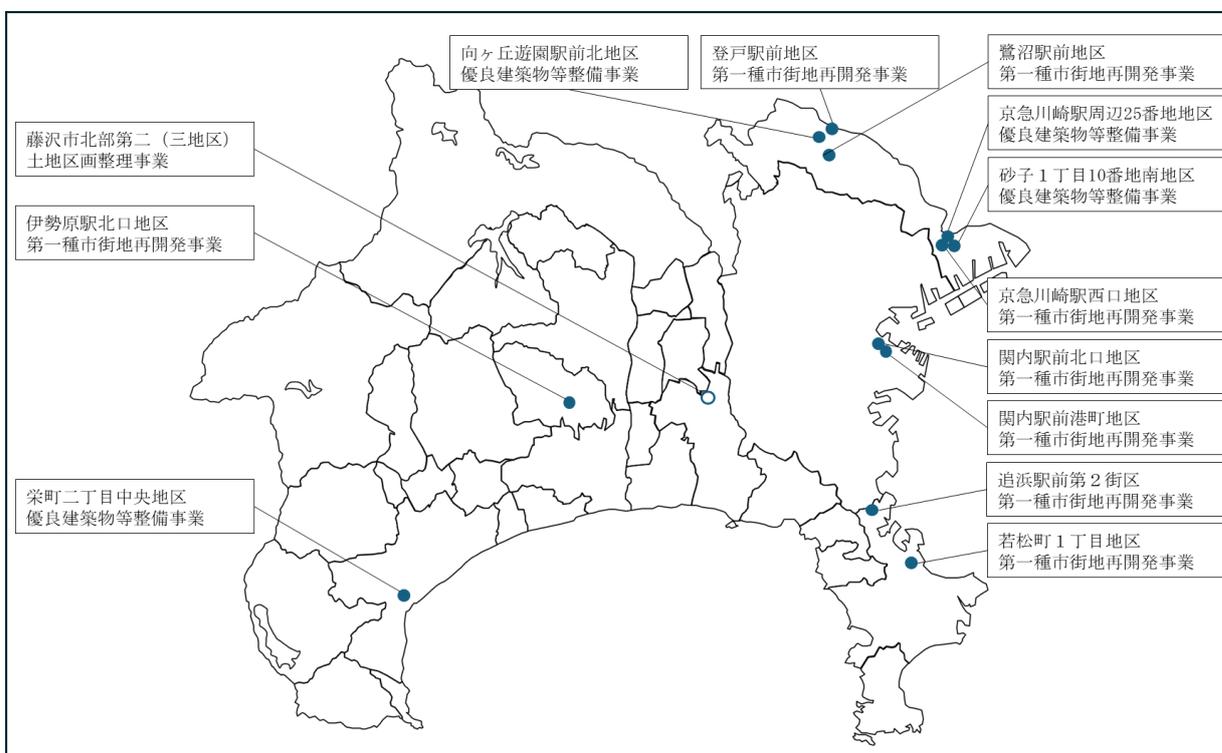
### イ 既成市街地の再整備による都市機能の更新

都市機能が低下している既成市街地などにおいて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業などを促進している。

＜施行箇所＞

- ・関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業（組合施行）
- ・登戸駅前地区第一種市街地再開発事業（組合施行）
- ・若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業（組合施行）

ほか9箇所



市街地整備の施行箇所

## (6) 都市公園などの整備・管理

県では、都市のみどりを保全・活用するため、県立都市公園などの整備・管理を進めている。

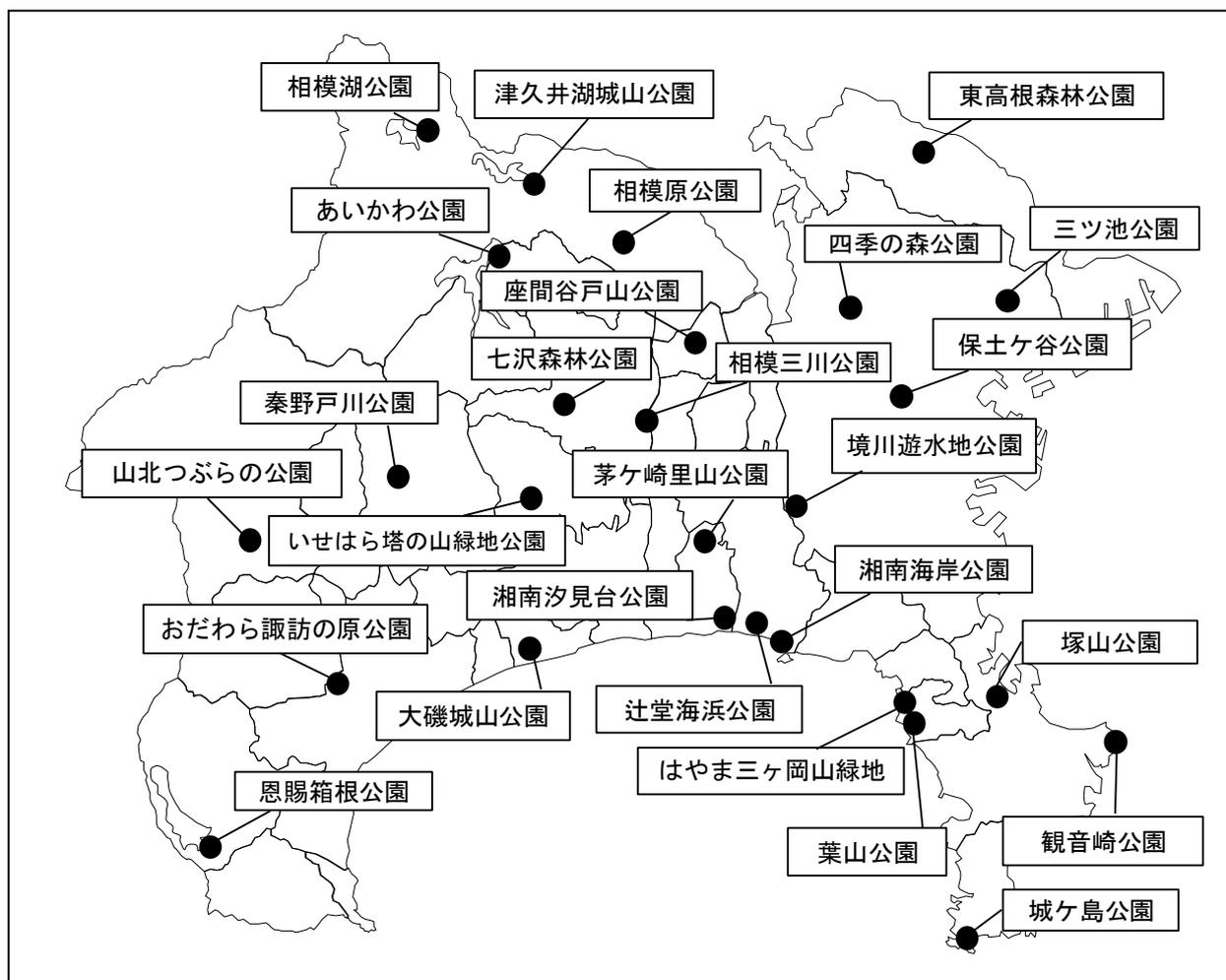
### ア 都市公園の整備

県では、大規模災害時の防災性の向上や多様なレクリエーションの場となる県立都市公園の整備を進め、現在27公園を開園している。

こうした中、27公園のうち、17公園が開園から30年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、施設の再整備や長寿命化対策を中心に、公園整備に取り組んでいる。

### イ 都市公園の管理

県では、指定管理者制度を導入し、公園利用者の安全・安心の確保や、サービスの充実を図るなど、公園の管理・運営に取り組んでいる。



県立都市公園位置図

## 2 交通基盤・新たな交通サービスの取組について

### (1) 道路ネットワークの整備

#### ア 経緯

道路は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における県民の安全・安心の確保にも寄与する重要な社会基盤である。

本県では、道路部門の実施計画である「かながわのみちづくり計画」に基づき、幹線道路ネットワークの形成のため、国や高速道路会社が実施する自動車専用道路の整備を促進するとともに、それらと一体となって機能するインターチェンジ接続道路の整備などに取り組んできた。

こうした中、新東名高速道路の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジ間や、伊勢原大山インターチェンジに接続する県道603号(上粕屋厚木)などの整備により、新東名高速道路の沿線では、企業立地に向けた新たなまちづくりが進むなどの効果が現れている。

より一層の企業活動の活性化や、観光振興を図るためには、新東名高速道路の未開通区間をはじめとする、道路の整備を進める必要がある。

さらに、近年、激甚化・頻発化する自然災害などに備えるためには、災害対応力の強化が重要である。

これら本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、限られた財源のもと、効率的・効果的な幹線道路ネットワークの整備に取り組んでいる。

## イ 自動車専用道路網の整備〔主な路線の取組状況〕

県土構造の骨格となる自動車専用道路網の整備を促進する。

### (7) 新東名高速道路

令和4年4月までに海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジの区間が順次開通し、県外では、令和3年4月までに新御殿場インターチェンジ以西が順次開通している。現在、中日本高速道路(株)は、残る新秦野インターチェンジから新御殿場インターチェンジまでの区間の整備に取り組んでいる。用地取得はほぼ完了しており、橋梁やトンネルの工事などを進めている。

### (イ) 横浜湘南道路・高速横浜環状南線(圏央道)

新湘南バイパスの藤沢インターチェンジから横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションまでを繋ぐ道路で、国と東日本高速道路(株)が整備に取り組んでいる。用地取得は両路線ともほぼ完了しており、橋梁やトンネルの工事などを進めている。

### (ウ) 厚木秦野道路(国道246号バイパス)

圏央道の圏央厚木インターチェンジから新東名高速道路の新秦野インターチェンジを繋ぐ道路で、計画延長約29kmのうち延長約14kmの区間において、国が、用地取得や橋梁の工事などを進めている。

## ウ インターチェンジ接続道路の整備〔主な路線の取組状況〕

新たに整備される自動車専用道路への円滑なアクセスを確保するため、インターチェンジ接続道路の整備を推進する。

### (7) 県道603号(上粕屋厚木)

新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジに接続するバイパス道路で、令和元年7月に一部区間が開通し、令和2年3月にはインターチェンジの開通に合わせ、料金所に接続する区間が開通し、残るインターチェンジから東側の区間が令和6年3月に開通したことで、全線が開通した。

**(イ) 都市計画道路 横浜藤沢線〔関谷工区〕**

横浜湘南道路及び高速横浜環状南線の（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションへ接続する道路であり、横浜市と連携し事業を進めているが、県整備区間の関谷工区を、令和7年12月に開通した。

**(ウ) 県道410号（湘南台大神伊勢原）**

圏央道の寒川北インターチェンジに接続する道路であり、用地取得率は約4割で、残る用地の取得と、設計などを進めている。

**エ 交流幹線道路網の整備〔主な路線の取組状況〕**

自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える幹線道路網の整備を推進する。

**(ア) 都市計画道路 西海岸線**

三浦半島地域の交通の円滑化や観光の核づくりを進めている「城ヶ島・三崎」へのアクセスを強化する道路であり、設計や用地測量などを進めている。

**(イ) 都市計画道路 湘南新道**

湘南地域の東西方向の連絡を強化するとともに、圏央道の寒川南インターチェンジへアクセスする道路であり、用地取得率は約9割で、残る用地の取得と埋蔵文化財調査などを進めている。

**(ウ) 県道42号（藤沢座間厚木）〔座間荻野線Ⅱ期〕**

県央地域の東西方向の連絡を強化し、厚木市街地の渋滞を緩和する外郭環状道路で、用地取得が完了し、橋梁工事などを進めている。

**(エ) 都市計画道路 座間南林間線**

座間市中央部を東西方向に貫き、圏央道の厚木パーキングエリアスマートインターチェンジへの円滑なアクセスを確保する道路であり、用地の取得を進めている。

**(オ) 都市計画道路 金子開成和田河原線**

足柄地域の東西方向の連絡を強化し、東名高速道路の大井松田インターチェンジへの円滑なアクセスを確保する道路で、用地取得率は9割を超えており、残る用地の取得と鉄道との立体交差部の工事などを



## (2) 鉄道ネットワークの整備

### ア 経緯

本県における交通施策の基本的な方向を示す「かながわ交通計画」では、道路ネットワークとともに、鉄道ネットワークを充実させることで、県内外の地域間の連携強化や、利便性、快適性の向上などを図ることとしている。

このうち、全国との交流連携の強化を図るものとして、リニア中央新幹線の整備促進や、寒川町倉見地区への東海道新幹線新駅の誘致に取り組んでおり、本県の新たな交流連携の窓口として、リニア中央新幹線県内駅（橋本駅周辺）を核とする「北のゲート」と、東海道新幹線新駅を核とする「南のゲート」の形成に向けた取組が進められている。

このほか、通勤・通学時の混雑緩和、速達性の向上、新幹線へのアクセス強化などのため、鉄道網の整備を促進しており、これまでに神奈川東部方面線の開業や、東急東横線・東急田園都市線の一部区間の複々線化が実現され、令和6年10月には、東海道本線の大船駅・藤沢駅間に設置する村岡新駅（仮称）の工事に着手している。

なお、東京圏における都市鉄道ネットワークの整備は、これまで国の審議会の答申に沿う形で進められてきており、平成28年4月に、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」について、答申（交通政策審議会答申第198号）が示され、本県から交通政策審議会に対し提案した路線が、全て盛り込まれている。

## イ 主な取組

### (7) 新幹線の整備（南北のゲートの形成）

#### a リニア中央新幹線の建設促進（事業中）

品川・名古屋間の早期開業に向けて、事業が進められており、本県においても、相模原市内では沿線の間駅で唯一の地下駅となる神奈川県駅の建設工事が進められるほか、川崎市内においては、大深度地下のシールドトンネルの掘削が進められるなど、着実に事業進捗が図られている。今後も、県、県内全市町村、経済団体で構成する「リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会」を通じて、JR東海や国等に対し、早期開業に向けた要望活動を行うとともに、地元に対して十分な情報提供や丁寧な対応を図るよう、JR東海に求めていく。

また、リニア中央新幹線県内駅が設置される橋本駅周辺地区では、魅力あるまちづくりの実現に向け、まちづくりの主体である地元相模原市への支援を行っている。

さらに、リニア中央新幹線の建設促進を図るため、JR東海から受託している用地取得業務を、相模原市と連携しながら進めている。

#### b 東海道新幹線新駅の誘致

県、関係市町、経済団体等で構成する「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」を通じて、JR東海や国等に対し、新駅誘致に向けた要望活動を行っている。

また、新駅の受け皿となるツインシティをはじめ、地域の魅力あるまちづくりの取組を進めている。

(イ) その他の鉄道網の整備〔主な路線の取組状況〕

a JR相模線の複線化

現在単線である茅ヶ崎駅から橋本駅までの間を複線化する計画で、「北のゲート」と「南のゲート」の連携強化が期待される。

県、沿線市町、経済団体が構成する「相模線複線化等促進期成同盟会」を通じて、JR東日本や国等に対し、複線化等の早期実現に向けた要望活動を行っている。

また、平成28年3月に設立した「相模線沿線活性化協議会」を通じて、県、沿線市町、経済団体とJR東日本が連携し、相模線と沿線地域の活性化を目的とした、相模線の利用促進に取り組んでいる。

b 相鉄いずみ野線の延伸

相鉄いずみ野線の湘南台駅から東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区まで延伸を行う計画で、県央部と、横浜市中心部や都心部とのアクセス利便性の向上が期待される。

先行区間として、湘南台駅から慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス付近までの延伸を目指すこととしている。

県、関係自治体、相模鉄道、慶應義塾大学等が連携し、実現に向けた検討に取り組んでいる。

c 村岡新駅（仮称）の設置（事業中）

東海道本線の大船駅・藤沢駅間の藤沢市村岡地区に、新駅を設置し、併せて、周辺の藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区では、県、藤沢市及び鎌倉市により一体的なまちづくりに向けた取組を進めている。

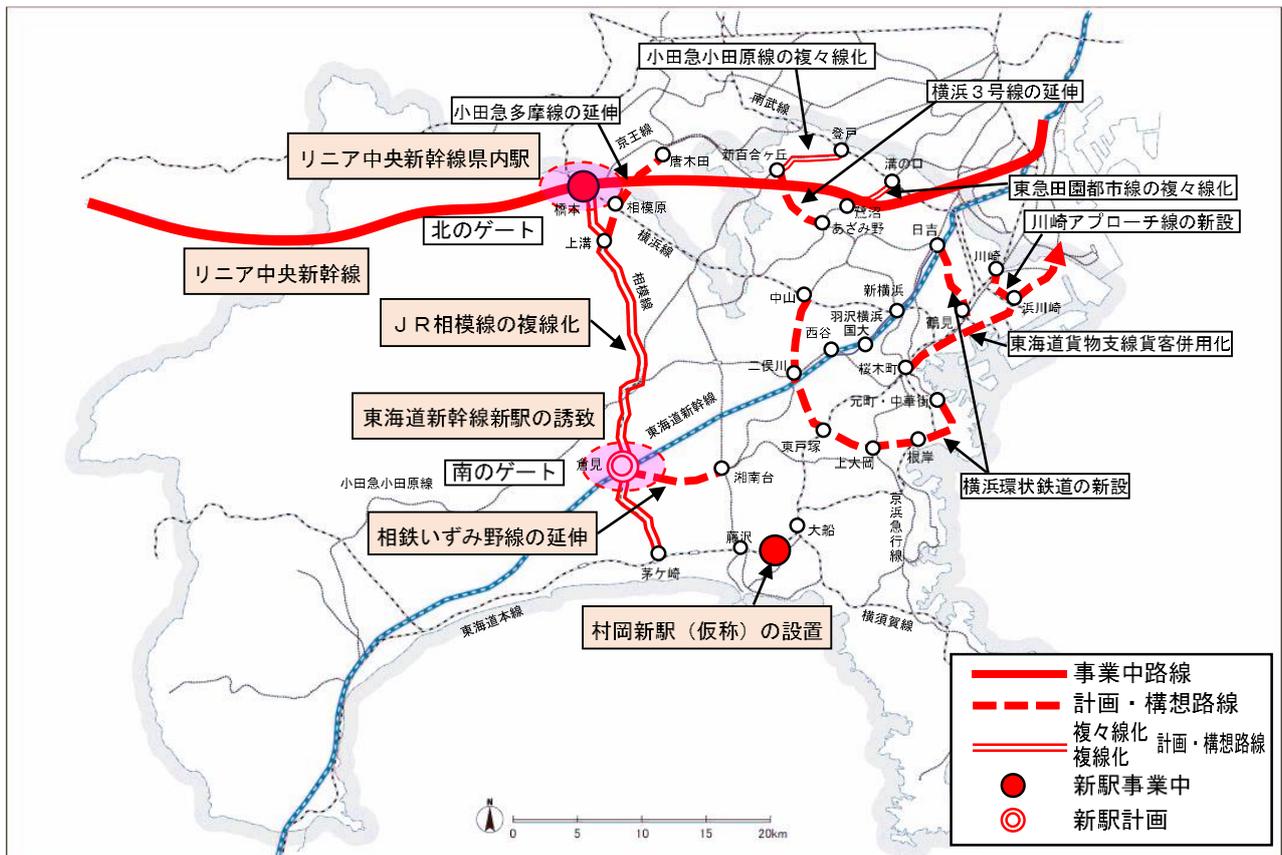
令和4年3月に、県、藤沢市、鎌倉市とJR東日本の4者で新駅設置に係る基本協定を締結した。

令和6年10月から新駅設置工事に着手し、現在、令和14年頃の開業を目指して工事を進めている。

## ウ 今後の取組

南北2つのゲートについては、駅設置が前提となることから、引き続き、期成同盟会を通じてJR東海や国に対し、早期実現を働きかけるとともに、周辺のまちづくりに向けて、関係市町と連携した取組を進めていく。

その他の鉄道網の整備については、事業性の確保などの課題の整理・検討に、関係自治体や鉄道事業者などと連携して取り組むとともに、国に対しては、公的支援の拡大等について働きかけを行っていく。



「北のゲート」「南のゲート」及び交通政策審議会答申第198号の神奈川県内の路線等を示したもの

### (3) 新たな交通サービスの取組

#### ア 自動運転バス

自動運転バスは、地域の移動手段の確保策として有効であり、県は、小田原市や本田技術研究所と協定を締結し、自動運転バスの導入に向けた取組を進めている。

令和7年度は、小田原市内において、自動運転レベル2での実証実験を開始しており、今後は、運転手を必要としないレベル4への移行を目指し、走行実績を積み上げていく。

#### イ 自走式ロープウェイ

自走式ロープウェイは、都市型交通として期待される新たな交通手段であり、県は、開発者であるZip Infrastructure株式会社と連携協定を締結している。

令和7年度は、藤沢市などと研究会を設置し、導入適地に係る技術的な研究を行っており、今後も各市と連携しながら、実用化に向けた取組を進めていく。

#### ウ 海上交通

海上交通「かながわシーライド」は、渋滞を気にせず、海からの景色を楽しみながら移動できる交通手段であり、大磯より東側で民間事業者により運航されている。

令和7年度は、実証実験として、大磯より西側へのモニタークルージングツアーを実施している。

今後は、小田原や真鶴まで航路を拡大する予定であり、かながわシーライドの定着・発展を図る取組を進めていく。

#### エ 神奈川版ライドシェア

神奈川版ライドシェアは、県内でタクシー不足が顕在化する中、市町村やタクシー会社と連携し、一般ドライバーを活用してその解決を図る仕組みである。

令和7年度は、試行運行を行う三浦市の取組を支援するとともに、神奈川版ライドシェアの実施意向のある市町村と導入に向けた検討を行っており、今後も、各市町村の取組を支援していく。